

1. 会合名	バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ (第1回)
2. 日 時	平成25年7月29日(月)16時00分～17時00分
3. 議 案	1. ワーキング・グループのスケジュール・運営要領について 2. バイナリー・オプション取引の現状の整理
4. 主な内容	1. ワーキング・グループのスケジュール・運営要領について 事務局より、資料1から資料4に基づき、本ワーキング・グループのスケジュール及び運営要領について説明が行われた。 2. バイナリー・オプション取引の現状の整理について 事務局より、資料5に基づきバイナリー・オプション取引の現状について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) ・ 現行の有価証券関連のバイナリー・オプション取引にも、資料5の6頁及び7頁にある2つの取引のタイプが存在するのか。また、金融先物取引業協会が通貨関連のバイナリー・オプション取引について規制しているが、今後、有価証券関連のバイナリー・オプション取引を検討するうえで、有価証券関連のバイナリー・オプション取引に特徴となる点はあるか。 ⇒ 有価証券関連の取引は、現状、資料5の7頁に記載されている仕組みの取引のみが提供されている。 - また、通貨関連の取引と比較すれば、有価証券関連の取引においては、取引所の立会時間による流動性の制約の存在が考えられる。(事務局) ・ 当社は有価証券関連のバイナリー・オプション取引を取り扱っており、補足説明をさせていただくとすれば、当社では、事務局が説明した、同取引終了時点における原資産の価格が権利行使価格に係る条件を「満たしているか」「満たしていないか」を予測するラダー型と呼ばれる取引パターンの他、取引終了時間までに原資産の価格が権利行使価格に「達するか」

	「達しないか」を予測するワンタッチ型、そして、取引終了時点までに原資産の価格が権利行使価格に係る設定条件のレンジを「維持するか」「維持しないか」を予測するレンジ型、以上３種類の取引パターンを提供している。
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当） （０３－３６６７－８５１６）